

**個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律
政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）について③
（不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）**

令和 8 年10月14日
個人情報保護委員会事務局

今回の検討項目

- 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十六号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「改正法」という。）の内容（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律、不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）のうち、**下記の項目に係る政令・規則の基本的考え方**を検討する。
- ガイドライン等については今後の委員会において順次検討する。

検討項目

1. 不適正利用等防止

- ① 連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止
- ② オプトアウト制度の強化

2. 規律遵守の実効性確保のための規律

- ① 課徴金の導入

今回の検討項目に関する 政令・規則の整備に向けた検討の前提となる 改正法の概要等

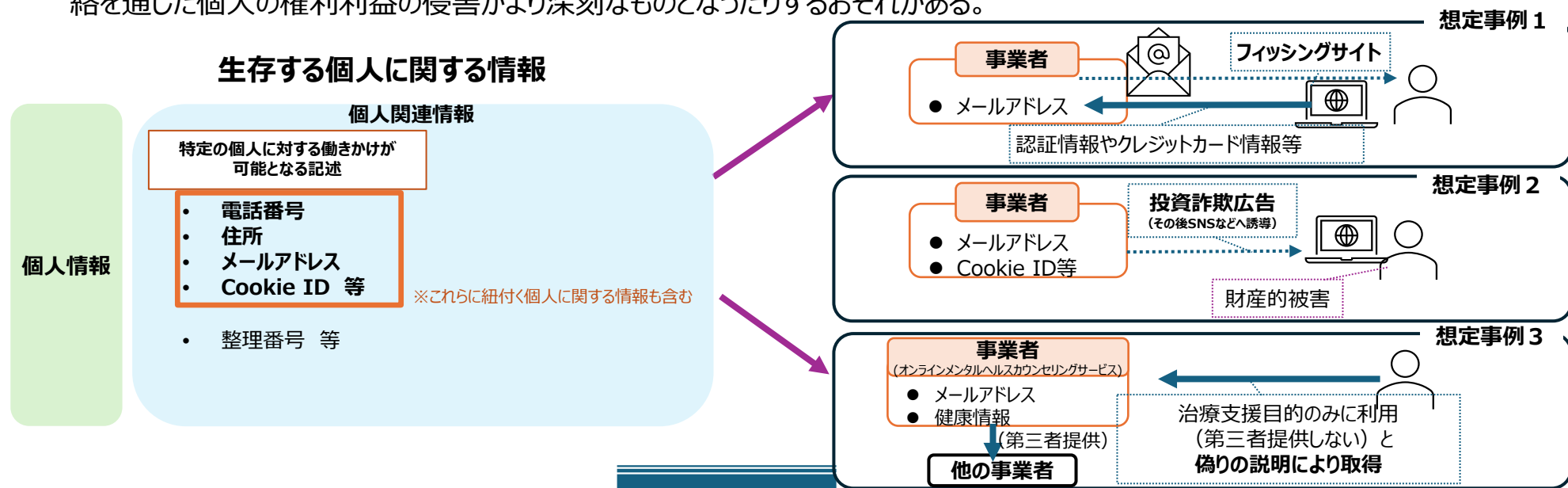
(過去の委員会等で報告・公表したものを踏まえたもの)

1 - ① 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人情報に関する規律

- 個人情報(*¹)については、一定の場合における第三者提供のみが規律の対象（提供元では個人データに該当しないが、提供先において個人データとなることが想定される個人情報に関する第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が、提供元に義務付けられている。）。

*1 電話番号、メールアドレス(氏名がアドレスに含まれないもの)、Cookie ID等に紐付いた、ある個人に関する情報は、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるような場合を除き、「個人情報」に該当しない。これらの情報は、「個人情報」であるとされる。

- ✓ 特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等（電話番号、住所、メールアドレス、Cookie ID等を含む情報）が含まれる情報については、個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生し得る。
- ✓ 当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれがある。



- 上記の記述等が含まれる個人情報(*²)については、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である**不適正利用及び不正取得に限って**、個人情報と同様の規律（これらの行為の禁止）を導入する。
- また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報(*³)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入する。さらに、行政機関等についても同様の改正を行う。

*2 特定の個人の所在地(住居、勤務先等)、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等の記述等(これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。)が含まれる個人情報等を規律の対象とする。

*3 *2の記述等が含まれる仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とする。

1 - ② オプトアウト制度に関する規律

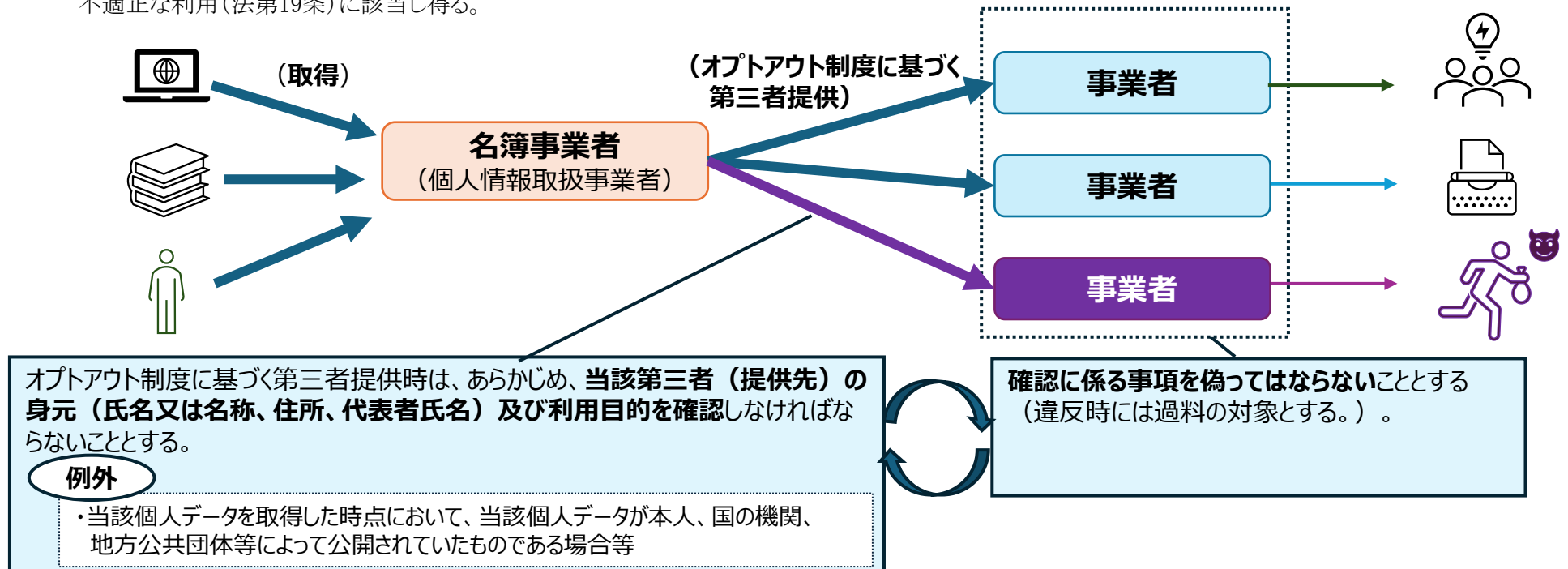
- 現行規定では、個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、一定の要件(*1)を満たした場合には、本人の同意を得ることなく第三者に提供することができる（いわゆるオプトアウト届出制度）。

*1 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、その名称や住所、本人の求めを受け付ける方法等について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出たとき(法第27条第2項)。

- ✓ いわゆる「闇名簿」問題が深刻化する(*2)中で、オプトアウト届出事業者である名簿屋が、法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する悪質な名簿屋に名簿を提供する事案が発生しており、オプトアウト制度に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状がある(*3)。
- ✓ オプトアウト届出事業者におけるこのような提供を未然に防ぐ観点からは、提供元が提供先における個人データの利用目的等をあらかじめ確認することが有用であると考えられるが、現行法下においては、提供元にこのような義務が課されていない。

*2 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(令和5年3月17日 犯罪対策閣僚会議)においても、個人情報悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている。

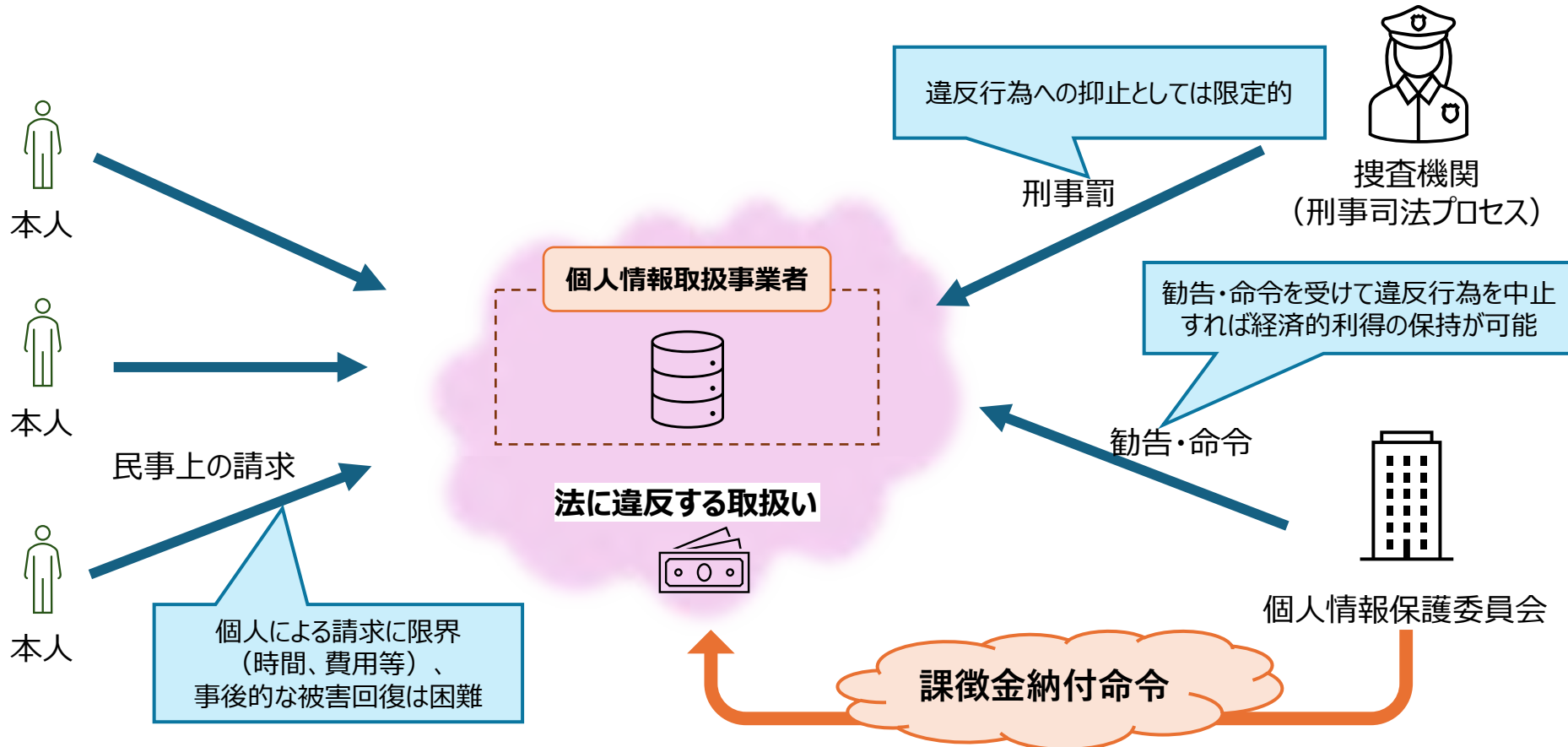
*3 法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあり、不適正な利用(法第19条)に該当し得る。



2-① 課徴金の導入

- 課徴金は、違反事業者に対して金銭的不利益を課す行政上の措置であり、違反行為の経済的誘因を小さくすることにより、違反行為を抑止することを目的として導入されるもの。
- 現行法上、違反事業者は勧告・命令等を受けた後に違反行為を中止すれば、違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することが可能。また、現行法の直罰規定^(※1)は、違反行為を抑止する観点からは必ずしも十分でないとする指摘もある。

※1 個人情報データベース等不正提供等罪(法第179条)及びこれに係る法人に対する両罰規定(法第184条)。



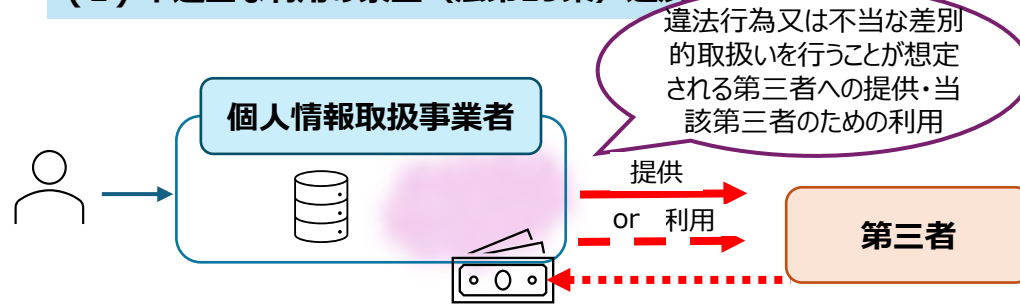
- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。

2-①【補足1】課徴金納付命令の対象範囲

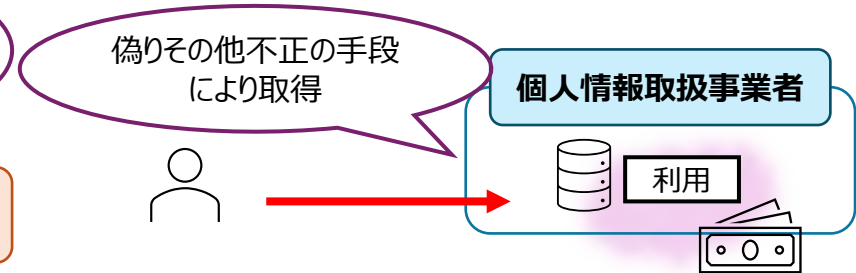
①対象行為

- ✓ 深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高く、緊急命令の対象となっている重要な規制に違反する行為類型を対象とし、さらに、国内外において現実に発生しており、かつ、剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定。

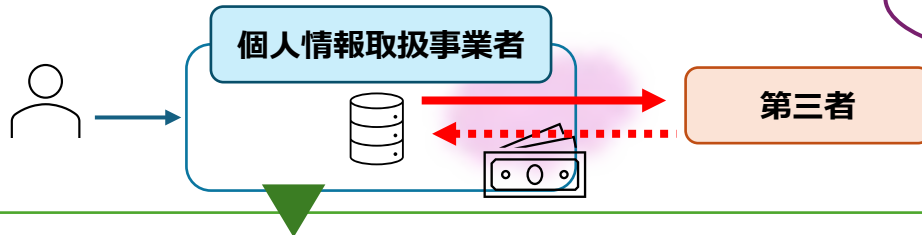
(1) 不適正な利用の禁止（法第19条）違反



(2) 適正な取得（法第20条第1項）違反



(3) 第三者提供の制限（法第27条第1項）違反



(4) 統計特例違反（目的外利用、第三者提供）



②主観的要素

- ✓ 個人情報取扱事業者が対象行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かによって限定。

③個人の権利利益の侵害

- ✓ 個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定（＝基本的に勧告等の対象となる事案に限定）。

④大規模事案

- ✓ 大規模な事案に限定（＝対象行為に係る本人の数について1,000人を基準とする）。

算定方法

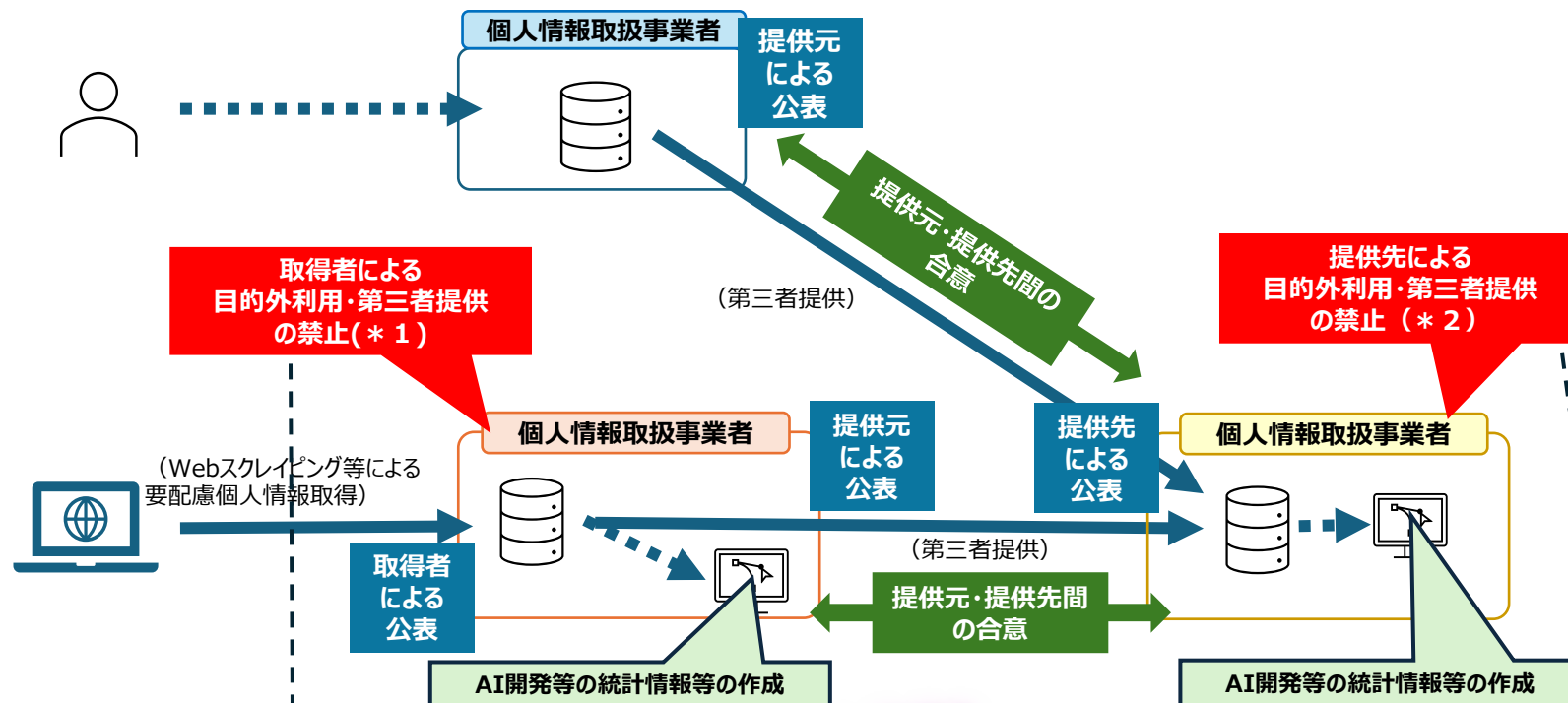
対象行為又は対象行為をやめることから直接的に違法な収益を獲得。

- ✓ 違反事業者が対象行為又は対象行為をやめることの対価として個人情報取扱事業者が得た金銭等の財産上の利益に相当する額。

2-①【補足2】統計作成等の特例に関して課徴金の対象となり得る違反行為の例

「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するために想定される規律

- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得、第三者提供〕等



(*1) 違反行為の例

統計情報等の作成のみを目的として取得した要配慮個人情報を、

- ・統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合※
- ・統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合

※本特例に依拠して第三者提供する場合を除く。

(*2) 違反行為の例

統計情報等の作成を目的として提供を受けた個人データを、

- ・統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合
- ・統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合

国会（衆議院）における附帯決議

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和8年5月21日衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会) (抄)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一～十 (略)

1-②

2-①

十一 オプトアウト届出事業者における個人データの不適切な第三者提供が行われることのないよう、同事業者に対する監視・監督等を徹底すること。また、いわゆる闇名簿に流用されている等の重大な違反行為が判明した場合には緊急命令を躊躇なく発出するとともに、課徴金納付命令を速やかに発出するなど、個人情報の不適正な取扱いから生じた収益の剥奪等に万全を期すること。

2-①

十二 課徴金制度の運用に当たっては、個人情報取扱事業者等が過度に萎縮することのないよう、課徴金納付命令の基準等について明確なガイドラインを策定するなど、その運用の透明性の確保に努めること。また、課徴金対象行為を繰り返す悪質な事業者に対しては、当該行為を着実に抑止するため、課徴金額の算定基礎の適切かつ確実な把握に努めるなど、実効性ある課徴金制度の構築に努めること。

十三・十四 (略)

国会（参議院）における附帯決議

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(令和8年7月8日参議院デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会) (抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一～十 (略)

1-② 十一 オプトアウト届出事業者における個人データの不適切な第三者提供が行われることのないよう、同事業者に対する監視・監督等を徹底すること。また、いわゆる闇名簿に流用されている等の重大な違反行為が判明した場合には緊急命令をちゅうちょなく発出するとともに、課徴金納付命令を速やかに発出するなど、個人情報の不適正な取扱いから生じた収益の剥奪等に万全を期すること。

2-① 十二 課徴金制度の運用に当たっては、課徴金納付命令の基準等について明確なガイドラインを策定するなど、その運用の透明性の確保に努めること。また、課徴金対象行為を繰り返す悪質な事業者に対しては、当該行為を着実に抑止するため、課徴金額の算定基礎の適切かつ確実な把握に努め、将来の課徴金額の見直しに向けて検討を行うほか、課徴金対象行為を限定する要件については、今後の個人情報保護委員会による権限行使等の状況を踏まえ、見直し等の継続的な検討を行うなど、実効性のある課徴金制度の構築に努めること。

十三・十四 (略)

右決議する。

政令・規則等で定める事項の全体像との関係

分類	1 - ①	テーマ	政令	委員会規則	ガイドライン・Q&A
不適正利用等防止	1 - ①	連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報（連絡可能個人関連情報）について、不適正利用及び不正取得を禁止する	—	特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として規律の対象となるもの について規定（改正法第2条第8項第5号）	基本的な考え方や具体事例等を提示
	1 - ②	オプトアウト制度の強化 オプトアウト制度について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する	—	・提供先の名称・住所等の確認方法について規定（改正法第27条第7項柱書） ・一定の主体により公開されていた場合に係る例外事由に関し、公開主体について規定（改正法第27条第7項ただし書） ・上記例外事由に準じる例外事由について規定（改正法第27条第7項ただし書）	同上
規律遵守の実効性確保のための規律		勧告・命令等の実効性確保 違反行為を補助等する第三者に対して、当該違反行為の中止のために必要な措置等を行うよう要請する際の根拠規定を設ける	—	—	同上
	2 - ①	課徴金の導入 重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする	・課徴金額の算定方法について規定（改正法第148条の3第1項・第2項） ・課徴金の対象外となる、個人の権利利益を害する程度が大きい場合について規定（改正法第148条の3第1項ただし書・第2項ただし書） ・消滅・事業譲渡等の場合の規定の適用について規定（改正法第148条の7第6項）	課徴金額の推計方法、課徴金額の減額のための報告の方法、弁明の機会の付与に係る通知を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法等 について規定（改正法第148条の4、第148条の6、第148条の10第2項、第148条の17）	同上 ＊特に、課徴金の対象外となる、違反行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合（改正法第148条の3第1項・第2項）の考え方を含む

**今回の検討項目に関する
政令・規則の整備に向けた
基本的な考え方**

1－① 連絡可能個人関連情報の不適正利用及び 不正取得の禁止

1 – ① 連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止

特定の個人に対して何らかの連絡等を行うことができる記述等が含まれる個人関連情報（「連絡可能個人関連情報」）の不適正利用や不正取得を禁止
(改正法第2条第8項、第31条の2第1項及び第2項)

連絡可能個人関連情報の定義（改正法第2条第8項）

次に掲げる記述等が含まれる個人関連情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより次に掲げる記述等を特定することができることとなるものを含む。）

生存する個人に関する情報

個人関連情報

連絡可能個人関連情報

特定の個人に対する連絡等が可能となる次の記述等

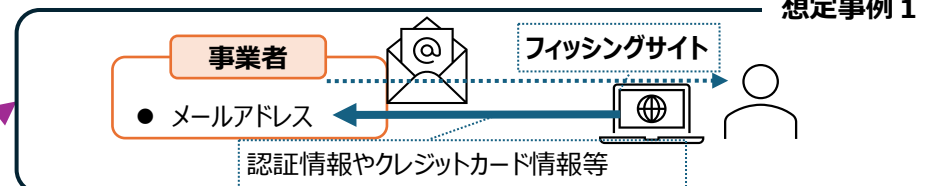
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ Cookie ID等(*)
- ・ **その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として規則で定めるもの**

※これらにひも付く個人に関する情報も含む。

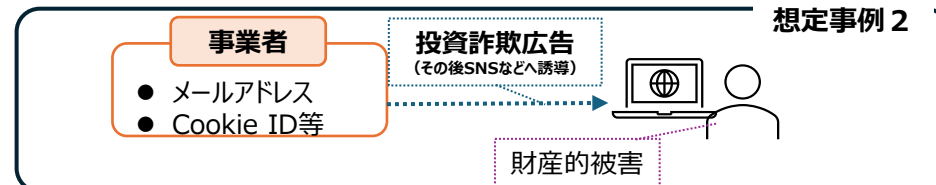
- ・ 整理番号 等

個人情報

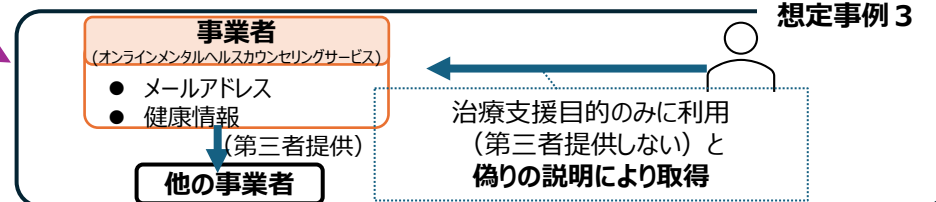
想定事例 1



想定事例 2



想定事例 3



* ほかに、広告識別子、SNSのID、オンラインサービスにおけるアカウントID、IMEI（国際移動体装置識別番号）等が想定される。

1－① 規則委任事項

○改正法（以下、特段の記載のない限り条文は同法の条文。）

（定義）

第二条 （略）

2～7 （略）

8 この法律において「連絡可能個人関連情報」とは、次に掲げる記述等が含まれる個人関連情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより次に掲げる記述等を特定することができることとなるものを含む。）をいう。

一 住居、勤務先その他の特定の個人が所在し、又は所在していた場所の所在地（特定の個人に対する郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第四十一条第八項及び第七十三条第四項において「信書便」という。）による送付、電報の送達又は特定の個人への訪問に利用することができるものに限る。）

二 電話番号（特定の個人に対する電話又はファクシミリ装置を用いた送信に利用することができるものに限る。）

三 電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいい、特定の個人に対する同条第一号に規定する電子メールの送信に利用することができるものに限る。）

四 電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号において同じ。）を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号（特定の個人に対する電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。）を利用した情報の伝達に利用することができるものに限る。）

五 **その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として個人情報保護委員会規則で定めるもの**

9～13 （略）

1 – ① 規則の整備に向けた基本的な考え方・論点と方向性

基本的な考え方

- 個人関連情報のうち、**特定の個人に対し何らかの連絡等を行い得る記述等を含む情報は、特定の個人への連絡等を通じて、プライバシーや財産等の権利利益を侵害し得る。**このため、そのような情報については、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用や不正取得を禁止する。
- 住所、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等(*)（改正法第2条第8項第1号ないし第4号）は、**特定の個人に対する連絡等が可能となる記述等**を列挙したものである。
- その他規則で定めるもの（同項第5号）は、今後の**技術の進展**によって個人に対する連絡等が可能となる記述等が新たに出現した場合に、**迅速に対応する**ために、規則に委任したものである。

論点 特定の個人に対する連絡等が可能となる記述等として規定すべきものがほかにあるか。

→ 特定の個人に対する連絡が可能となる記述等として、住所、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等以外に規定すべきものはあるか。

* 改正法第2条第8項第4号において「電気通信設備を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号」と定義されており、Cookie ID以外にも、例えば広告識別子、SNSのID、オンラインサービスにおけるアカウントID、IMEI（国際移動体装置識別番号）等が当該定義に該当する符号として想定される。

1ー② オプトアウト制度の強化

1-② オプトアウト制度の強化

オプトアウト制度(*1)に基づく第三者提供に際して、あらかじめ、提供先の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を確認することを義務化（改正法第27条第7項）

*1 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、その名称や住所、本人の求めを受け付ける方法等について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときには、本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供できる制度（現行の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（以下「現行法」という。）第27条第2項）

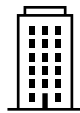
個人情報保護委員会

個人データの提供を受ける際の確認・記録義務（現行法第30条）

- 提供元の身元（氏名・名称、住所等）・データの取得経緯を、**規則で定める方法**により確認することとされている（第1項）。
- 上記確認事項その他の**規則で定める事項**を記録することとされている（第3項）。

個人情報保護委員会への届出（現行法第27条第2項）

あらかじめ、オプトアウト届出事業者の名称、提供される個人データの項目、本人の求めを受け付ける方法等**その他規則で定める事項**を個人情報保護委員会に届け出ることとされている。



オプトアウト届出事業者
（名簿事業者等）

（取得）

（オプトアウト制度に基づく第三者提供）

事業者

オプトアウト制度に基づく提供時の確認義務（改正法第27条第7項）

- 提供先の身元（氏名・名称、住所等）・利用目的の確認を義務付ける。
- **確認方法**を規則で定めることとされている。

例外事由（ただし書）

- ① 提供する個人データの全部が、オプトアウト届出事業者が当該個人データを取得した時点において、本人、国の機関、報道機関等その他**規則で定める者**によって公開されていたものである場合
- ② **上記①（法律上の例外事由）に準ずる場合として規則で定める場合**

オプトアウト制度に基づく提供時の記録義務（改正法第29条第1項）

上記確認が行われた場合には、個人データを提供した年月日、提供先の氏名又は名称その他の**規則で定める事項**及び提供先の利用目的を記録することとされている。

改正法第27条第8項

確認に係る事項を偽ってはならないこととする(*2)。

*2 違反した場合には、過料の対象となる（改正法第186条第1号）。

1-② 規則委任事項

オプトアウト制度に基づく提供時の確認義務関連

(第三者提供の制限)

第二十七条 (略)

2～6 (略)

7 個人情報取扱事業者は、第二項本文の規定により個人データを第三者(第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)において同じ。)に提供するときは、**個人情報保護委員会規則で定めるところ**により、あらかじめ、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの全部が、当該個人情報取扱事業者が当該個人データを取得した時点において本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他**個人情報保護委員会規則で定める者**により公開されていたものである場合又は**これに準ずる場合として個人情報保護委員会規則で定める場合**は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者における当該個人データの利用目的

8 (略)

法律上の例外事由
(下線部分)

⇒具体的な確認方法は**規則委任事項**。公開情報に係る例外の公開主体及び追加的な例外も**規則委任事項**。

オプトアウト制度に基づく提供時の記録義務関連

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の**個人情報保護委員会規則で定める事項**(第二十七条第七項の規定による確認が行われた場合にあつては、当該事項及び同項第二号に掲げる事項)に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が同条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

2 (略)

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者における当該個人データの利用目的

8 (略)

⇒具体的な確認事項は**規則委任事項**。

1－② 規則委任事項

個人データの提供を受ける際の確認・記録義務関連

○現行法

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、**個人情報保護委員会規則で定めるところ**により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。…(中略)…

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 (略)

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の**個人情報保護委員会規則で定める事項**に関する記録を作成しなければならない。

4 (略)

⇒具体的な確認方法及び記録事項は**規則委任事項**。

個人情報保護委員会への届出事項関連

(第三者提供の制限)

第二十七条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。…(中略)…

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他**個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項**

3～8 (略)

⇒具体的な届出事項は**規則委任事項**。

1-② 政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（オプトアウト制度に基づく提供時関連）

オプトアウト制度に基づく提供時関連（確認義務・記録義務）

基本的な考え方

- 確認義務（改正法第27条第7項）の趣旨は、**個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋等に提供され、犯罪者グループ等**に利用されることを防止する点にある。
- 悪質な名簿屋等が氏名等を偽ろうとする場合も想定されるため、提供先の確認方法に係る規則においては、**確認事項を一定の確度をもって確認できる確認方法を規定する必要がある**。
- ただし、本人、国の機関、報道機関等により公開されている情報を取得し、当該情報のみを提供する場合については、法律上、確認義務の例外としている（同項ただし書）。これは、**現行法の要配慮個人情報取得規制に係る例外事由のうち公開情報に係る例外（現行法第20条第2項第7号）と類似の考慮に基づくもの^(※1)**。規則において追加的に規定できる主体は、このような趣旨に適合する者に限られる。
- 同ただし書は、規則で確認義務の例外を追加的に定めることも許容しているが、**規則において規定できる場合は、上記法律上の例外事由に準ずる場合に限られる**。
- 記録義務（改正法第29条第1項（現行法第29条第1項））の趣旨は、**トレーサビリティを確保し、違法なデータ流通を防止する点**にあるところ、確認義務（改正法第27条第7項）の趣旨を踏まえると、**確認が必要となる場合は、トレーサビリティ確保の必要性も高い**と考えられる。
- **記録事項についても確認義務の趣旨を踏まえて検討する必要がある^(※2)**。

* 1 同号は、知る権利や公共の安全といった公の利益に配慮した規定であり、同号においては、本人、国の機関、学術研究機関等、報道機関等が、公開主体として法律上列挙されており、同号の委任を受けた現行の規則第6条では、外国政府等、外国の学術研究機関等、外国の報道機関等が、公開主体として規定されている（P34参照）。

* 2 現行法第29条第1項の委任を受けた現行の規則第20条第1項第1号では、オプトアウト制度に基づく提供時の記録事項として、①個人データを提供した年月日、②提供先の身元、③個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項、④当該個人データの項目、が規定されている（P35参照）。

1－② 政令・規則の整備に向けた論点と方向性（オプトアウト制度に基づく提供時関連）

論点 1 確認義務における提供先の確認方法としてどのような方法を規定すべきか（参考資料 1～4）。

- 現行法上、第三者から個人データの提供を受ける際の確認義務においては、提供元から申告を受ける方法で提供元の身元を確認することが認められている（現行法第30条第1項第1号、現行の規則第22条第1項）（P27）。もっとも、改正法において新設される、オプトアウト制度に係る確認義務においては、個人データが犯罪者グループ等に利用されることを防止する必要性の高さも踏まえ、本人確認書類の検証等により提供先の身元を確認することを求めている^(※1)。
- 他方、提供先の利用目的については、そもそも公的な証明書等が存在せず、犯罪収益移転防止法^(※2)においても、取引を行う目的については、顧客等から申告を受ける方法により確認することとされている（同法第4条第1項第2号、同法施行規則^(※3)第9条）（P33）。これらを踏まえ、提供先の利用目的については、提供先から申告を受ける方法を規定してはどうか。
- 既に確認事項の確認を行った提供先に対して再度提供を行う場合については、上記現行法上の確認義務においても簡易な方法による確認が認められている（現行の規則第22条第3項）（P27）ことを踏まえ、簡易な方法による確認を認めてはどうか。

* 1 個人に係る主要な本人確認書類の具体例（マイナンバーカード、運転免許証等）についてはP31を、本人確認書類の検証手法例についてはP30を参照。なお、法人に係る本人確認書類としては、例えば、登記事項証明書（登記情報提供サービスにより提供される登記情報を含む。）、印鑑（登録）証明書等が考えられる。

* 2 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をいう。以下同じ。

* 3 平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号

1－② 政令・規則の整備に向けた論点と方向性（オプトアウト制度に基づく提供時関連（続き））

論点2 確認義務の例外となる情報の公開主体としてどのような者を規定すべきか（参考資料5）。

- 現行法の要配慮個人情報取得規制に係る例外事由のうち公開情報に係る例外（現行法第20条第2項第7号）の委任を受けた現行の規則第6条と同じ公開主体（P34参照）を規定してはどうか。
- 上記のほかに、規則において公開主体として規定すべき場合はあるか。

論点3 確認義務に係る法律上の例外事由に加えて、更に例外事由とすべき場合があるか。

- 提供する個人データの全部が、オプトアウト届出事業者が当該個人データを取得した時点において、本人、国の機関、報道機関等その他規則で定める者によって公開されていたものである場合については、法律上、確認義務の例外とされているが、これに加えて規定すべき場合はあるか。

1－② 政令・規則の整備に向けた論点と方向性（オプトアウト制度に基づく提供時間関連（続き））

論点4 記録義務の記録事項として何を規定すべきか（参考資料6・7）。

→ 現行法上の記録事項（P35）に加えて、犯罪収益移転防止法上の記録事項（P36）も参考にして、適切に確認義務が履行されたことを示す事項（例えば以下のような事項）を規定してはどうか。

- 確認義務に基づき確認を行った担当者（＝オプトアウト届出事業者の担当者）の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- 確認を行った年月日・時刻
- 確認を行った方法（例：マイナンバーカードのICチップから読み取った電子データに付与されているデジタル署名の検証等）

→ 上記のほかに、適切に確認義務が履行されたことについての事後的な検証可能性を高める観点から、記録事項として規定すべき事項はあるか。

個人データの提供を受ける際の確認・記録義務関連

基本的な考え方

- 個人データの提供を受ける際の確認・記録義務（現行法第30条第1項及び第3項）の趣旨は、**不正に入手された個人データの利用・流通を未然に防止する点や、トレーサビリティを確保する点**にある。
- 事業者の従業員が顧客情報等を持ち出し名簿業者に売却した事案等もみられることを踏まえ^(※1)、**不正に名簿等を持ち出した者が当該名簿等をオプトアウト届出事業者へ販売し、当該名簿等が流通することを防止する観点から、以下の事項についても見直す必要がある。**
 - ✓ **オプトアウト届出事業者が個人データの提供を受ける際の、提供元の身元及び提供元による個人データの取得の経緯の確認方法^(※2)**
 - ✓ **オプトアウト届出事業者が個人データの提供を受ける際の記録事項^(※3)**

※1 例えば、多数の民間事業者及び地方公共団体等から委託を受けA社が行っていたコールセンター事業に関し、コールセンター業務で用いるシステムの保守運用を同社から委託されたB社に所属し、システム保守運用業務に従事していたXが、およそ10年の期間、委託元の顧客又は住民等に関する個人データ等合計約928万人分を不正に持ち出した事案があり、A社の親会社であるC社の調査によれば、Xにより持ち出された情報の少なくとも一部は、名簿業者に売却されており、その動機には売却による利益を得る目的があったとされる（P37参照）。

※2 現行の規則第22条では、提供元の身元の確認方法として、「個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法」が規定されており（同条第1項）、提供元による個人データの取得の経緯の確認方法として、「個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法」が規定されている（同条第2項）（P27参照）。

※3 例えば、現行の規則第24条第1項第2号では、記録事項として、（ロ）確認義務に係る確認事項、（ハ）個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項等が規定されている（P38参照）。

論点5 オプトアウト届出事業者が個人データの提供を受ける際の確認義務について、提供元に係る事項の確認方法を厳格化すべきか（参考資料1～4・8）。

→ 不正に名簿等を持ち出した者が当該名簿等をオプトアウト届出事業者へ販売し、当該名簿等が流通することを防止する必要性の高さを踏まえ、オプトアウト届出事業者がオプトアウト制度に基づく提供を行う目的で個人データを取得する場合には、論点1（P21）と同様の方法で、提供元の身元を確認することを求めてはどうか。

論点6 オプトアウト届出事業者が個人データの提供を受ける際の記録義務について、記録事項として追加的に規定すべきものはあるか（参考資料8・9）。

→ 論点4と同様、現行法上の記録事項（P38）に加えて、適切に確認義務が履行されたことを示す事項（例えばP23に記載されているような事項）を規定してはどうか。

→ 上記のほかに、適切に確認義務が履行されたことについての事後的な検証可能性を高める観点から、記録事項として規定すべき事項はあるか。

個人情報保護委員会への届出事項関連

基本的な考え方

- 個人情報保護委員会への届出（現行法第27条第2項）の趣旨は、**個人情報保護委員会による実効的な監督を可能とする**点等にある。
- **個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋等に提供され、犯罪者グループ等**に利用されることを防止するべく、オプトアウト届出事業者に対する実効的な監督を実施する必要があるが、その観点から、**届出事項が十分なものとなっているか、改めて見直す必要がある**。

論点7 個人情報保護委員会への届出事項として追加的に規定すべきものはあるか（参考資料10、11）。

- 届出事項は、個人情報保護委員会に届け出るとともに、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないが、オプトアウト届出事業者に対する実態調査においては、届出事項の本人への通知等が不十分なケースや、本人への通知等において、本人によるオプトアウトに際して手数料を徴収するような印象を与えかねない誤った記載をしているケース等が確認された（P39）。
- 現行制度上の届出事項（オプトアウト届出事業者の名称、提供される個人データの項目、本人の求めを受け付ける方法等）（P40）に加えて、本人への通知等の具体的な方法を規定し、本人への通知等の適切性を届出時に確認できるようにしてはどうか。

1-② 参考資料 1

1 現行法における参考例（個人データの提供を受ける際の確認方法）

現行法	○現行法 （第三者提供を受ける際の確認等） 第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 2～4 （略）
現行の規則	○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号） （第三者提供を受ける際の確認） 第二十二条 法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。 2 法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。 3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

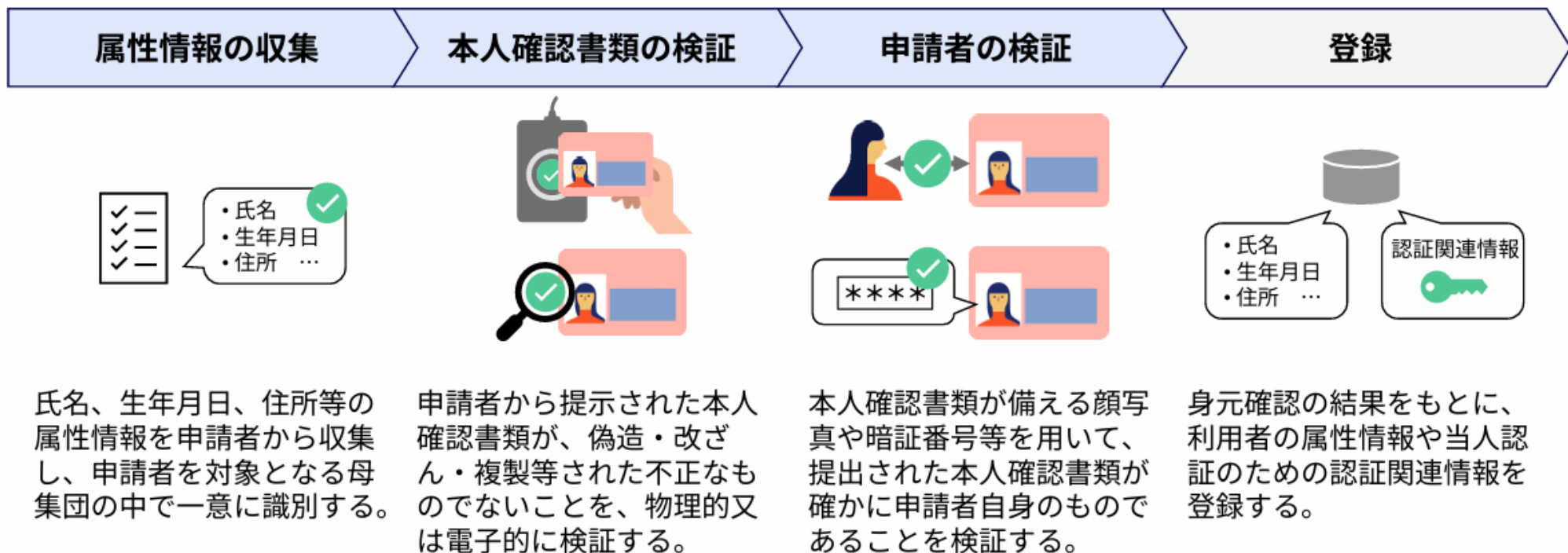
【備考】（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」3-2参照）

- 現行の規則第22条第3項は、複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないことを踏まえて規定されている。
- 例えば、個人情報取扱事業者が、同じ提供者から、既に確認・記録義務を履行した、特定の事業活動であることを認識しながら、個人データの提供を受ける場合は、提供者の名称、当該個人データの取得の経緯について「同一であることの確認」が行われていることとなる。

1-② 参考資料 2

2-1 身元確認のプロセス

○DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン（一部抜粋）



1-② 参考資料 2

2-2 身元確認における脅威

○DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン（一部抜粋）

No.	主な脅威	脅威の概要	対策プロセス
1	重複登録	申請情報の不足や誤り等によって、同一の申請者による重複申請を検知できずに受け付けてしまう	属性情報の収集
2	別人との誤紐づけ	申請情報の不足や誤り等によって、申請者と別の人物とを区別できなくなり、誤った人物の情報と紐づけてしまう	
3	本人確認書類の偽造・改ざん	偽造又は改ざんされた本人確認書類によって、実在する別の人物や架空の人物になりすまされる	本人確認書類の検証
4	本人確認書類の複製	電子的又は物理的に複製された本人確認書類によって、実在する別の人物になりすまされる	
5	本人確認書類の盗用	盗まれた本人確認書類によって、実在する別の人物になりすまされる	申請者の検証
6	本人確認書類の貸し借り	貸し借りされた本人確認書類によって、実在する別の人物になりすまされる	

1－② 参考資料 2

2－3 身元確認の手法の例

属性情報の収集手法例	本人確認書類の検証手法例	申請者の検証手法例
a) 電子的な読取り - スマートフォン又はICカードリーダーを用いて、マイナンバーカードのICチップから基本4情報を読み取る。 b) 物理的な読取り - OCR装置又はOCR機能付きのスマートフォンアプリを用いて、本人確認書類の記載情報を光学的に読み取る。 c) 申請者自身による記入・入力 - 紙の申請書や申請サイトのWebフォームに申請者自身による記入や入力を求める。 d) IDプロバイダからの情報取得 - IDプロバイダと連携し、必要な属性情報をIDプロバイダから取得する。	a) デジタル署名の検証 - マイナンバーカードのICチップから読み取った電子データに付与されているデジタル署名を検証し、電子データの偽造や改ざんが行われていないことを確認する。 b) 信頼できる情報源への照会 - 本人確認書類又はその画像若しくは複写物のQRコードを読み取るなどして発行元のサイトにアクセスし、表示された情報と本人確認書類の記載内容が一致していることを確認する。 c) 対面での物理的検査 - 本人確認書類を担当者が視覚的・触覚的に検査することで、偽造や改ざんが行われていないことを確認する。 - 本人限定受取郵便（特定事項伝達型）など、対面で本人確認書類の確認を行う郵送サービスを利用する。 d) 非対面での物理的検査 - 本人確認書類を撮影した画像や複写物の提出を求め、それを担当者が視覚的に確認することで、偽造や改ざんが行われていないことを確認する。	a) 対面での容貌確認 - 窓口等において、申請者の容貌と本人確認書類の顔写真とを見比べ、同一の人物であることを確認する。 - 本人限定受取郵便（特定事項伝達型）など、対面での容貌確認を行う郵送サービスを利用する。 b) 非対面での容貌確認 - 申請者の容貌と本人確認書類をスマートフォンで撮影することを求め、提出された映像・画像を見比べることで、同一の人物であることを確認する。 c) 暗証番号等による検証 - マイナンバーカードをスマートフォンやICカードリーダーで読み込む際の暗証番号による認証成功をもって、当該マイナンバーカードが申請者自身のものであることを確認する。 d) 住所への到達確認による検証 - 提出された住民票の写しに記載された住所に6桁の確認コードを郵送し、Webサイト上でコードが入力されたことを確認することで、提出された住民票の写しが申請者自身のものであることを確認する。

* 「DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン」（令和7年9月30日）を基に個人情報保護委員会事務局において作成。

1-② 参考資料 2

2-4 主要な本人確認書類の具体例(*)

本人確認書類の区分	主要な特徴等	具体例
区分 A デジタル署名を備える 本人確認書類	- 氏名や住所等の記載事項を、デジタル署名付きのデジタルデータとして読み取ることができる本人確認書類。 - 身元確認に必要な情報をデータとして電子的に読み取ることができるため、目視による誤入力等を防ぐことができ、デジタル署名の検証によって偽造・改ざんに対して厳密な検証が可能。	- 実物のマイナンバーカード - スマートフォンのマイナンバーカード - 運転免許証 - パスポート（旅券） - 在留カード・特別永住者証明書
区分 B 顔写真を備える本人確認書類	- ICチップやデジタル署名は備えず、券面に顔写真を備える本人確認書類 - 記載事項、発行プロセス、有効期限、偽造・改ざん対策等は、本人確認書類の種別や発行元によって様々である。	- 運転経歴証明書 - 顔写真付きのその他の国家資格証（小型船舶操縦免許証等） - 顔写真付きの福祉手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）
区分 C その他の本人確認書類	区分 A、区分 B のいずれにも該当しない本人確認書類又はそれに類する書類	- 住民票の写し - 顔写真なしの福祉手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）

* 「DS-512 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン 解説書」（令和 8 年 2 月 24 日）を基に個人情報保護委員会事務局において作成。

1-② 参考資料3

3 他法令における本人確認の方法の例：統計法

○統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）

（法第三十三条第一項の規定による調査票情報の提供に係る手続等）

第八条（略）

2 第三十三条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 …（中略）…第三十三条提供申出者（第三十三条提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等…（中略）…個人番号カード、…（中略）…在留カード又は…（中略）…特別永住者証明書…（中略）…で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 第三十三条提供申出者が法人等…（中略）…であるときは、第三十三条提供申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 第三十三条提供申出者又はその代理人が自然人の場合であつて、行政機関の長又は指定独立行政法人等が、カード代替電磁的記録…（中略）…を構成する電磁的記録のうち、当該第三十三条提供申出者又はその代理人の氏名、生年月日及び住所に係る電磁的記録（以下「特定電磁的記録」という。）の送信…（中略）…を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該第三十三条提供申出者又はその代理人のものであることの確認…を行う方法によって、それらの者が本人であることを確認した場合には、当該特定電磁的記録の送信をもって前項柱書に定める書類の提示又は提出に代えることができる。

【備考】（総務省政策統括官（統計基準担当）「調査票情報の提供に関するガイドライン」（令和6年11月21日改正）参照）

- 統計法において、行政機関の長等は、高度の公益性を有すると認められる統計の作成等を行う者に対して、国の統計調査の調査票情報^(*)を提供することができることとされており（同法第33条等）、提供に際しての本人確認の方法が同法施行規則第8条第2項等に規定されている。
- 同項の本人確認については、概要、以下のとおり実施することとされている。

ア 申出者が個人である場合

①電子情報処理組織又は郵送により本人確認を実施する場合

→原則として、官公署が発行した本人確認書類（写しも可）を2種類以上求める。

②窓口組織等に訪問して本人確認を実施する場合

→官公署が発行した顔写真付の本人確認書類1種類、又は、官公署が発行した顔写真のない本人確認書類2種類の提示を求める。

イ 申出者が法人等である場合

→官公署が発行した書類等（例：登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたもの）＋（必要に応じて）連絡担当者が当該法人等に所属することを示すものの提出等を求める。

* 集計されていない個票形式のデータ。

1－② 参考資料 4

4 他法令における目的の確認方法の例：犯罪収益移転防止法

犯罪収益移転防止法	○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号) (取引時確認等) 第四条 特定事業者…は、顧客等との間で、…特定業務…のうち…特定取引…を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。 一 (略) 二 取引を行う目的 三・四 (略) 2～6 (略)
犯罪収益移転防止法施行規則	○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号) (取引を行う目的の確認方法) 第九条 法第四条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第二号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とする。

1－② 参考資料 5

5 現行法における参考例（公開主体）

現行法	○現行法 （適正な取得） 第二十条（略） 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 一～六（略） 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合 八（略）
現行の規則	○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号） （法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者） 第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関 二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者 三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者

1-② 参考資料 6

6 現行法における参考例（オプトアウト制度に基づく提供時の記録事項）

現行法	○現行法 （第三者提供に係る記録の作成等） 第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者…に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。… 2（略）
現行の規則	○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号） （第三者提供に係る記録事項） 第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 一 法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項 イ 当該個人データを提供した年月日 ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者…の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨） ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ニ 当該個人データの項目 二（略） 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

7 他法令における記録事項の例：犯罪収益移転防止法^(*)

● 犯罪収益移転防止法上の確認記録の記録事項

（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」（令和8年8月7日時点）参照）

- ・ 確認事項等
 - ✓ 顧客等の本人特定事項（自然人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地）
 - ✓ 取引を行う目的 等
- ・ 確認のためにとった措置等
 - ✓ 本人特定事項の確認を行った方法
 - ✓ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、名称、記号番号その他の当該書類を特定するに
 - ✓ 足りる事項 等
- ・ 確認のための措置をとった日付等（本人確認書類等の提示を受けたときは、その日付及び時刻）
- ・ その他
 - ✓ 取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
 - ✓ 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項 等

● 犯罪収益移転防止法上、確認記録に添付することが義務付けられている資料

- ・ 本人確認書類等又はその写し（本人確認書類等又はその写しの送付を受けたとき）
- ・ 本人確認用画像情報又はその写し（本人確認用画像情報の送信を受けたとき）
- ・ ICチップ情報又はその写し（ICチップ情報の送信を受けたとき）

* 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室「犯罪収益移転防止法の概要」（令和8年8月7日時点）参照。

1-② 参考資料 8

8 不正に持ち出された個人情報をも名簿業者が買い取ったとされる事例(*)

事例A	事例B	事例C	事例D
- 多数の民間事業者及び地方公共団体等から委託を受けA社が行っていたコールセンター事業に関し、コールセンター業務で用いるシステムの保守運用を同社から委託されたB社に所属し、システム保守運用業務に従事していたXが、およそ10年の期間、委託元の顧客又は住民等に関する個人データ等合計約928万人分を不正に持ち出した事案。 - A社の親会社であるC社の調査によれば、Xにより持ち出された情報の少なくとも一部は、名簿業者に売却されており、その動機には売却による利益を得る目的があったとされる。	- 通信教育等を業とするA社から委託を受けてB社が行っていたA社の情報システムの開発等の業務に従事していたXが、A社の顧客情報を、2回にわたり、合計約2989万件を不正に持ち出した事案。 - Xは、経済的困窮から、持ち出した顧客情報のうち約1000万件を名簿業者に売却し、得た利益の相当部分を競艇等に費消した。	A社の情報システムの開発、運用、一般ユーザーの支援等の業務を担当していたXが、A社が保有する顧客情報を不正に取得し売却しようと企て、顧客情報（掲載数148万6651件）が書き込まれたCD-R 1枚を持ち出し、名簿業者に売却した事案。	A自治体が、その管理に係る住民基本台帳のデータを使用して乳幼児検診システムを開発することを企図し、その開発業務をB社に委託したところ、再々委託先の従業員であるXが上記データを不正にコピーして名簿業者に販売した事案。

* 個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討（個人の権利利益のより実質的な保護の在り方③）」（令和6年4月24日）10頁より抜粋。

1-② 参考資料9

9 現行法における参考例（個人データの提供を受ける際の記録事項）

現行法	○現行法 （第三者提供を受ける際の確認等） 第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。… 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 2（略） 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。 4（略）
現行の規則	○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号） （第三者提供を受ける際の記録事項） 第二十四条 法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項 イ 個人データの提供を受けた年月日 ロ 法第三十条第一項各号に掲げる事項 ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ニ 当該個人データの項目 ホ 法第二十七条第四項の規定により公表されている旨 二 個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項 イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨 ロ 前号ロからニまでに掲げる事項 三・四（略） 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

10 「オプトアウト届出事業者に対する実態調査を踏まえた 個人情報の適正な取扱いについて（注意喚起）」 （令和8年8月19日）一部抜粋

4. 届出事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことについて

オプトアウト届出事業者は、届出事項について、本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります（法第27条第2項）。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければなりません。

例えば、以下が「本人が容易に知り得る状態」に該当する対応なので、これらを踏まえ、適切な対応を行ってください。

- ▶ 本人が閲覧することが合理的に予測されるオプトアウト届出事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合
- ▶ 本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合
- ▶ 本人に頒布されている定期刊行物への定期的な掲載を行っている場合
- ▶ 電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

また、ホームページに継続的に掲載するに当たっては、当該ホームページを本人が閲覧することが合理的に予測されるよう適切な方法をご検討ください。単に自社のホームページに掲載することが、必ずしもこの要件を充足するわけではないことに留意が必要です。一方で、**実態調査で確認したところ、一部のオプトアウト届出事業者のホームページにおいては、届出事項の記載が不十分であることが確認されました。**

さらに、**法第27条第2項に基づく第三者提供の停止の求め等に対しても手数料を徴収するような印象を与えかねない記載が確認されました。**しかしながら、個人情報取扱事業者が手数料を徴収することができるのは、法第32条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は法第33条第1項の規定による開示の請求を受けたときに限られます（法第38条）。

つきましては、自社ホームページの記載内容が適切なものとなっているか確認の上、必要に応じて修正等の対応をお願いします。

1－② 参考資料11

11 現行法における参考例（個人情報保護委員会への届出事項）

現行法	○現行法 （第三者提供の制限） 第二十七条（略） 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。… 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名 二 第三者への提供を利用目的とすること。 三 第三者に提供される個人データの項目 四 第三者に提供される個人データの取得の方法 五 第三者への提供の方法 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。 七 本人の求めを受け付ける方法 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項 3～6（略）
現行の規則	○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号） （第三者提供に係る事前の通知等） 第十一条（略） 2・3（略） 4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 第三者に提供される個人データの更新の方法 二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

2－① 課徴金の導入

2-① 課徴金の導入

事業者が課徴金対象行為をした場合、当該課徴金対象行為又は当該課徴金対象行為をやめることの対価として得られた金銭等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとするもの
(改正法第148条の3第1項及び第2項)



課徴金納付命令

個人情報取扱
事業者



法に違反する取扱い



- (1) 不適正な利用の禁止違反
- (2) 適正な取得違反
- (3) 第三者提供の制限違反
- (4) 統計特例違反 (目的外利用、第三者提供)

ア

課徴金納付命令の対象

- 課徴金対象行為に係る個人情報等の本人の数が千人を超えないときその他**個人の権利利益を害する程度が大きい場合として政令で定めるときは**、課徴金の納付を命ずることができない(§148-3①②)。

イ

課徴金額

課徴金額の算定方法

- 課徴金対象行為をやめることの対価として金銭等(*1)を得た場合における、**当該金銭等に相当する額として政令で定める方法**により算定した額(§148-3①②)。

算定基礎の推計方法

- 計算の基礎となる事実を把握できない期間における対価額を**規則で定める合理的な方法**により推計する(§148-4)。

繰り返し違反に係る加算

- 報告徴収等が行われた日から10年以内に、課徴金納付命令を受けたことがある場合、課徴金額は1.5倍(§148-5)。

自主報告に係る減額

- 課徴金対象行為に該当する事実を、**規則で定めるところ**により委員会に報告したとき(*2)、課徴金額は50%(§148-6)。

ウ

手続

- 名宛人に弁明の機会を付与(§148-8)。
- 名宛人に書面により課徴金額や課徴金対象行為等通知する(§148-10①)。
- 名宛人の所在が不明な場合、**規則で定める方法**により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置き、かつ、書面の掲示を行い又は電磁的に閲覧可能な状態に置くことで通知することができる(§148-10②)。

*1 財産上の利益全般を含み、代金、報酬、利用料、手数料その他名目のいかなるものも問わない。

*2 課徴金対象行為についての調査があったことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときを除く。

エ

課徴金納付義務

納付義務

- 課徴金納付命令を受けた事業者は、課徴金を納付する(§148-7①)。

消滅・事業譲渡等の場合

- 課徴金対象行為をした法人が合併により消滅した場合、当該法人の課徴金対象行為は合併後の法人が行ったとみなす。課徴金対象行為をした法人が調査開始後に事業を子会社等へ譲渡・分割して消滅した場合、当該法人の課徴金対象行為は事業を承継した子会社等が行ったとみなす(§148-7③④)。
- 課徴金対象行為をした法人が合併により消滅した場合、又は子会社等へ譲渡・分割して消滅した場合の**§148-4～§148-6の適用に関し必要な事項**は、政令で定める(§148-7⑤)。

督促・執行等

- 納付の督促(§148-13)
- 課徴金納付命令の執行(§148-14)

オ

⇒ 課徴金納付命令に関し必要な事項も**規則委任事項**(§148-17)。

2-① 政令・規則委任事項（課徴金額及び課徴金納付命令の対象）

㊦㊦ 課徴金額及び課徴金納付命令の対象関連

（個人情報の違法な取扱い等に対する課徴金納付命令）

第百四十八条の三 個人情報取扱事業者が、次に掲げる行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（当該個人情報取扱事業者が、当該違反行為が行われた期間を通じて、当該違反行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、代金、報酬、利用料、手数料その他名目のいかんを問わず、当該違反行為又は当該違反行為をやめることの対価として金銭その他の財産上の利益（以下この条において「金銭等」という。）を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、**当該金銭等に相当する額として政令で定める方法**により算定した額（次条において「第一項対価額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該違反行為に係る個人情報又は個人データ（第十六条第三項に規定する個人データをいう。第三号において同じ。）の本人の数が千人を超えないときその他**個人の権利利益を害する程度が大きい場合として政令で定めるとき**は、その納付を命ずることができない。

一～五（略）

2 個人情報取扱事業者が、第二十条第一項の規定に違反して個人情報を取得し、当該個人情報を利用した場合（当該個人情報取扱事業者が、当該取得及び利用が行われた期間を通じて、当該取得及び利用を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、当該利用又は当該利用をやめることの対価として金銭等を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、**当該金銭等に相当する額として政令で定める方法**により算定した額（次条において「第二項対価額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該利用に係る個人情報の本人の数が千人を超えないときその他**個人の権利利益を害する程度が大きい場合として政令で定めるとき**は、その納付を命ずることができない。

（課徴金の算定基礎の推計）

第百四十八条の四 前条各項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）をする場合において、当該個人情報取扱事業者が当該課徴金納付命令に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第百四十六条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求に応じなかったときは、委員会は、当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項対価額又は第二項対価額を、当該個人情報取扱事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者又は当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為（前条第一項に規定する違反行為又は同条第二項に規定する取得及び利用をいう。以下同じ。）に係る事業と同種の事業を行う他の事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、**個人情報保護委員会規則で定める合理的な方法**により推計して、課徴金納付命令をすることができる。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告等による課徴金の額の減額）

第百四十八条の六 委員会は、第百四十八条の三各項の規定により課徴金納付命令をする場合において、**当該個人情報取扱事業者が当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為に該当する事実を個人情報保護委員会規則で定めるところ**により委員会に報告したときは、当該各項の規定により計算した課徴金の額（前条に規定する者にあつては、同条の規定により計算した課徴金の額）に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

2-① 政令・規則委任事項（その他）

㊦ 消滅・事業譲渡等の場合

（課徴金の納付義務等）

第百四十八条の七（略）

2（略）

3 課徴金対象行為をした個人情報取扱事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徴金対象行為とみなして、第百四十八条の三からこの条までの規定を適用する。

4 課徴金対象行為をした個人情報取扱事業者が法人である場合において、当該法人が...(中略)...その一若しくは二以上の子会社等（個人情報取扱事業者の子会社若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該個人情報取扱事業者と親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。）に対して当該課徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が...(中略)...その一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等...(中略)...がした課徴金対象行為とみなして、第百四十八条の三からこの条までの規定を適用する。...(中略)...

5（略）

6 **第三項及び第四項の場合において、第百四十八条の四から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。**

7（略）

㊧ 弁明の機会の付与に係る通知の公示方法

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第百四十八条の十（略）

2 委員会は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、同項第三号に掲げる事項及び委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を**個人情報保護委員会規則で定める方法**により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を委員会の掲示場に掲示し、又は公示事項を委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる。...(中略)...

㊨ 課徴金納付命令に関し必要な事項

（規則への委任）

第百四十八条の十七 この目に定めるもののほか、**課徴金納付命令に関し必要な事項**は、個人情報保護委員会規則で定める。

ア 課徴金納付命令の対象関連

基本的な考え方

- 課徴金納付命令の対象を限定するのは、過剰な規制となることを防止し、**より抑止の必要性が高い行為に係る事案**に対して十分な行政リソースを用いた**迅速・機動的な事件処理**を行うためである。
- 課徴金対象行為のうち、**個人情報の不適正利用**については、**違法な行為等を助長・誘発する行為**である。また、**不正取得**については、不正取得された個人情報の利用は、取扱いが始まる最初の段階において悪質性の高い態様で取得されていることを踏まえると、**個人の権利利益の侵害につながる可能性が高く**、さらに取得自体により、本人の権利利益が侵害されることも考えられる。**統計作成等の特例に係る義務違反**については、当該特例に基づき膨大な個人情報を集積・結合できることになることも踏まえると、**重大な権利利益の侵害が多数の個人にもたらされるリスクが高い**。
- 一方で、**第三者提供の制限に違反する個人データの提供**については、本人の氏名等を削除する等した上で情報を提供するとしても、個人データの提供に該当し、当該義務違反となる可能性がある（*）が、**提供される個人データそれ自体の内容**によっては、**提供先においては特定の個人の識別や本人への連絡等を行ない得ないような場合**も想定される。そして、このような場合は、提供先が提供されたデータを利用して**本人に対して直接何らかの影響を与えることは一般に想定されない**。

* 提供された情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」（現行法第2条第1項第1号）ものとして個人情報に該当するかどうかは、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかで判断する。

論点1 課徴金納付命令の対象外となる「個人の権利利益を害する程度が大きい場合」としてどのような場合を規定すべきか。

- **個人情報**の**不適正利用及び不正取得**については、違反類型として個人の権利利益侵害につながる蓋然性が特に高く、**統計作成等の特例に係る義務違反**についても、違反類型として重大な権利利益の侵害が多数の個人にもたらされるリスクが高いと評価できることから、それぞれ対象外となる場合を設けないとしてはどうか。
- 一方で、**第三者提供の制限に違反する個人データの提供**については、提供される個人データそれ自体の内容によっては、提供先が**それを利用して本人に対して直接何らかの影響を与えることが一般に想定されない場合もあり得る**。このため、第三者提供の制限に違反する個人データの提供に係る違反類型に該当する場合であって、かつ、本人に対して直接何らかの影響を与えることが一般的に想定されない情報のみを提供した場合について、対象外とする方向で検討してはどうか。

論点2 課徴金納付命令の対象外となる「個人の権利利益を害する程度が大きい場合」を規定するに当たって、具体的にどのような場合を想定することが適当であるか。

→ 「個人の権利利益を害する程度が大きい場合」として論点1にあるように、第三者提供の制限に違反する個人データの提供のうち、本人に対して直接何らかの影響を与えることが一般的に想定されない情報のみを提供した場合に限定してはどうか。すなわち、提供先がその個人データを利用して本人に対して直接何らかの影響を与えるかどうかという観点から**提供された個人データの内容に着目し**、その内容に**以下の記述等のいずれも含まれない場合**に限定してはどうか（*）。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（氏名等）
- ② 個人識別符号
- ③ その他以下の記述等
 - ・ 特定の個人に対する連絡等が可能となる記述等（住所、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等）
 - ・ 不正利用により財産的被害が生じるおそれがある記述等（クレジットカード番号等）
 - ・ 特異な記述等（症例数の極めて少ない病歴等）
 - ・ 多数の事業者において取得されている共用性のあるID等の識別子的な機能を有する記述等
 - ・ 個人データの内容、量その他の当該個人データの性質を勘案し、個人の権利利益を害するおそれがある方法により利用されることが想定される記述等（蓄積された位置情報、購買履歴等）

→ ほかに含まれるべきではない記述等があるか。

* なお、第三者提供の制限に違反する個人データの提供に係る違反類型であっても、違反事業者が**提供をやめることの対価として金銭等を得た場合**、通常、当該対価は「本人」から得ることが想定される。よって、このような場合には本人に財産的な損害を生じさせている点で「個人の権利利益を害する程度が大きい場合」とは評価しがたいため、なお課徴金納付命令の対象とすることを想定している。

2 - ① - ① 政令の整備に向けた基本的な考え方（課徴金額関連）

① 課徴金額関連

基本的な考え方

【算定方法】

- 課徴金対象行為を行った事業者（「違反事業者」）が**違反行為又は不正取得により取得した個人情報**の利用から**直接的に得られた財産的利益の全額**を違反事業者に対する課徴金額とすることを規定するものである。
- そして、迅速・機動的な課徴金賦課の観点から、違反事業者が外見上**複数の違反行為**をしていた場合であっても、対象となる個人情報等の内容やその取扱いの性質等を踏まえ、**社会通念上全体として1つの行為**として評価される場合には、**1つの課徴金対象行為**として課徴金を賦課することが必要である(*)。
- また、対価には「財産上の利益」も含まれるから、**個人情報保護委員会が課徴金納付命令をしようとする時点で金銭等の支払いを受けていない場合（債権が発生しているにとどまる場合）**も想定されるが、そのような場合であっても、**当該債権額も課徴金額に含まれる**。

* 例えば、違反事業者が同種の個人データを現行法第27条第1項に反して複数の第三者に販売して金銭等を得ていた場合、そのいずれの金銭等をも課徴金の額に含める必要がある。また、違反事業者が当該違反事業者に対して課徴金対象行為をやめることを希望する本人から、当該課徴金対象行為をやめることの条件として金銭等を得つつ、現行法第27条第1項に反して第三者に対して個人データを提供して金銭等を得ていた場合、そのいずれの金銭等をも課徴金の額に含める必要がある。

2－①－イ 規則の整備に向けた基本的な考え方（課徴金額関連（続き））

【推計方法】

- ・ 課徴金額を算定するに当たっては、違反事業者が保有している帳簿書類等が必要となることが想定されるが、違反事業者において必ずしも課徴金の算定基礎を確認するための**帳簿書類等を保存していない**、又は**帳簿書類等が散逸している**等の場合も考えられる。
- ・ このような場合には**課徴金の額を算定することが困難**となり、又は**課徴金納付命令までに要する期間が長期化**するおそれがあり、迅速・機動的な課徴金の賦課の観点から問題が生じ得る。また、仮に、個人情報保護委員会の調査に応じて算定基礎資料を提出する事業者に比べて、課徴金額が相対的に低くなる（算定基礎が過小となる）ような取扱いしかできないとすると、（事業者間又は事案間の）**公平・平等**の問題がある。**これらに対処可能な「合理的な」推計**を可能とすることが必要。

【減額のための報告方法】

- ・ 課徴金対象行為は、本人の認識し得ないところで行われ得るものであり発覚しにくいいため、一度行われると継続する可能性が高く、個人の権利利益を害する状態が長期間続くおそれがある。そこで、自主報告をした違反事業者に対する減額措置を設けることにより、**違反行為の早期発見及びコンプライアンス体制の構築のインセンティブを与えている**。
- ・ 規則で定める自主報告の方法等においては、違反事業者が**どのような事項をどのような方法で報告するか**を明確化するほか、自主報告が法定の期間内(*)に行われたかを判断するために、具体的な報告方法を踏まえて、**報告があった時点**を明確化する必要がある。

* 報告が、当該課徴金対象行為についての調査があったことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、減額されない（改正法第148条の6ただし書）。

2 - ① - イ 政令の整備に向けた論点と方向性（課徴金額関連）

論点3 課徴金の算定方法として、どのような方法を規定すべきか。

→ 課徴金対象行為の対価として、違反事業者が現に支払を受けている金銭等及び支払を受けるべき金銭等を**全て**課徴金として賦課するために、以下の合計額としてはどうか。

- ・ 当該課徴金対象行為の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭等の価額の総額（当該金銭等が複数ある場合はそれぞれの金銭等の価額の合計額）
- ・ 当該課徴金対象行為をやめることの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭等の価額の総額（当該金銭等が複数ある場合はそれぞれの金銭等の価額の合計額）

※上記算定方法も踏まえると、課徴金額は、例えば、下記の表のようになることが想定される。

	事例①	事例②	事例③	事例④	事例⑤
事例	事業者Aが5万人分の氏名を含む個人データから構成されたデータセットが保存されたUSBを1,000万円でBに販売したが、事業者Aは、当該個人データに係る本人から当該提供に係る同意を取得していなかった事例。	事業者Cが、5万人分の顧客データベース（＝氏名、生年月日、年収、住所、電話番号及びメールアドレスから構成される個人データ）へアクセスする権利をDに付与し、1,000万円のライセンス料を受け取ったが、事業者Cは、当該個人データに係る本人のうち2万5,000人からは、氏名、生年月日、住所及び電話番号の提供に係る同意を取得していた一方で、年収及びメールアドレスの提供に係る同意は取得しておらず、また、残りの2万5,000人からは、そもそも個人データの提供に係る同意を一切取得していなかった事例。	事業者Eが、統計作成等の特例に基づき提供を受けた10万人分の個人データ（年齢、職業、年収、クレジットカードの支払履歴、ECサイトでの商品購買履歴等を含む。）、及び、事業者Eが元々保有していたデータの双方を用いて個人の信用スコアを算出するAI開発を行った。開発されたAIに係る学習済みモデルには、上記個人データがそのまま保持されていたが、それゆえ、当該AIは、非常に精度の高い信用スコアを算出することが可能であり、当該AIの販売価格は、同種のAIよりも高価に設定されていた。事業者Eは、当該AIを2億円でFに販売する旨合意したが、当該2億円はまだ支払われていない事例。	事業者Gが、不正の手段により建設現場の現場監督等1万人の携帯電話番号を入手し（具体的には、建設現場に掲示されている法定標識等から、建設工事に係る現場監督等々の氏名等を入手したうえで、当該現場監督等々の所属する建設会社等に架電し、「現場監督の〇〇さんから問い合わせいただき、折り返し電話場欲しいとのことだった」等と虚偽の事実を伝える方法により、当該現場監督等1万人の携帯電話番号を入手し、）、当該携帯電話番号を利用した当該現場監督等への架電等を通じて転職勧奨を行い、200人をH1・・・H10の10社に転職させることにより、H1・・・H10の10社から紹介手数料として合計2億円を得た事例。	事業者Iが、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた1万人の本人に係る個人データ（氏名、住所等）を、インターネット上に公開されている地図データとひも付けられる形で、本人の同意を得ることなくウェブサイトに掲載し、当該掲載をやめるよう申し立てた30人（J1・・・J30）の本人それぞれから合計150万円分の仮想通貨を受け取った事例。
違反類型	第三者提供の制限違反（法第27条第1項違反）	第三者提供の制限違反（法第27条第1項違反）	統計作成等の特例違反（改正法第30条の2第10項違反）	不正取得（法第20条第1項違反）	第三者提供の制限違反（法第27条第1項違反）
課徴金額	1,000万円	1,000万円	2億円	2億円	150万円

論点4 合理的な推計方法として、どのような方法を規定すべきか。

- 社会通念上一つの課徴金対象行為と認定される外見上複数の違反行為について、個々の行為において必ずしも対価額が具体的に幾らであるかについて、認定できない場合（*）も考えられるところ、例えば、そのような場合には、**計算の基礎となるべき事実を把握できた違反行為に伴って取り扱われた個人情報等に係る本人の数を基準として、1人当たりの対価額を算定し、計算の基礎となるべき事実を把握できない違反行為に伴って取り扱われた個人情報等の対価額を推計する**規定を設けることが考えられるのではないか。
- ほかにどのような推計方法が考えられるか。

* 例えば、個人情報取扱事業者Aが、1万人分の氏名・住所・電話番号・年収を含む個人データから構成されたデータセットを、当該個人データに係る本人から当該提供に係る同意を取得することなく、事業者Bに100万円で販売（提供）するとともに、Bに販売したものと同一データセットを別の事業者C、Dにも、当該本人から当該提供に係る同意を取得することなく販売した場合において、C、Dに販売したことは認定できたものの、いずれもその対価額を把握できないときの推計方法は以下のとおり。

$$100\text{万円} \div 1\text{万（人）} = 100\text{円/人}$$

$$\text{C、Dへの販売に係る対価額の推計：} 100\text{円/人} \times 2\text{万人（1万人} + 1\text{万人）} = 200\text{万円}$$

論点5 減額のための報告方法等として、どのような内容を規定すべきか。

- 個人情報保護委員会において事案の把握等を円滑に行うべく、報告は**書面提出の方法**で行うこととしてはどうか。
- 報告事項等を定めた報告書の様式を定めた上で、報告事項には以下の事項を含めることが考えられるのではないかと。
 - ・ **課徴金対象行為の概要（例：課徴金対象行為の種類、個人情報等の項目、本人の数）**
 - ・ **対価として得た金銭等の内容・額**
 - ・ **その他参考事項（例：経緯・原因、金銭等の支払状況、事業者の名称・担当者の氏名）**
- また、報告書には課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付することにはどうか。
- さらに、**報告書の提出方法**として、以下の方法を許容してはどうか。
 - ・ **直接持参**
 - ・ **郵便等**
 - ・ **メールその他のオンライン**
- また、郵送やメールその他オンラインでの提出を認める場合、**違反事業者による提出行為と個人情報保護委員会による提出の認識時点が一致しない場合**があり得るため、**どの時点において報告書の提出があったとみなすのかを明確化**する必要があるのではないかと(*)。

* 郵便物の受領証記載の差し出し時や、メールが個人情報保護委員会のパソコンのファイルに記録された時点等が考えられる。

2 - ① - ㊦ 政令の整備に向けた基本的な考え方（消滅・事業譲渡等関連）

㊦ 消滅・事業譲渡等関連

基本的な考え方

※ 本スライド以下、合併により消滅した法人を「合併消滅法人」、合併による消滅後に存続する法人を「存続法人等」と、調査開始日後に事業譲渡・会社分割により消滅した法人（会社分割の場合は会社に限る。）を「分割等消滅法人」という。なお、分割等消滅法人の事業を承継する法人は「特定事業承継子会社等」である（改正法第148条の7第4項）。

- 課徴金額の加算制度は、**課徴金対象行為を繰り返す事業者に対しても十分な抑止力を確保**するため、課徴金対象行為に係る事案についての報告徴収等が最初に行われた日等から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある者に対しては、通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金を賦課するもの。
- 課徴金額の減額制度は、**違反行為の早期発見・防止及びコンプライアンス体制構築の促進**のため、違反事業者が、課徴金対象行為に該当する事実を、所定の要件を満たした上で個人情報保護委員会に報告したときは、改正法第148条の3各項により算定した課徴金額から50%相当額を減額するもの。
- 消滅・事業譲渡等関連規定の趣旨は、違反事業者が合併、事業承継等により消滅した場合でも、存続法人等、特定事業承継子会社等に課徴金を賦課することで、**事業者間の均衡を図り**、かつ、当該存続法人等、特定事業承継子会社等に経済的不利益を与えることで、**課徴金対象行為を行う動機を失わせ、違反行為を抑止すること**にある。
- 他方、**合併消滅法人、分割等消滅法人が、消滅前において、加算・減額の対象であった場合に、存続法人等、特定事業承継子会社等に対しても加算・減額するかどうか**は法律のみでは確定しておらず、必要に応じて、課徴金額等の適用に関し必要な事項として政令で定める必要がある。

論点6 合併消滅法人、分割等消滅法人が、合併による消滅前において、課徴金の加算・減額の対象であった場合に、存続法人等、特定事業承継子会社等に対する課徴金も加算・減額すべきか。

- 課徴金対象行為を繰り返す事業者に対しても十分な抑止力を確保すべきことや、違反行為を早期に発見・防止し、コンプライアンス体制の構築を促進すべきことは、違反事業者が合併、事業承継等により消滅した場合でも変わらないため、合併消滅法人、分割等消滅法人が、合併による消滅前において、課徴金の加算・減額の対象であった場合には、存続法人等、特定事業承継子会社等に対しても加算・減額を適用することが適当ではないか。
- 上記のとおり加算・減額を適用すべく、合併消滅法人、分割等消滅法人が受けた課徴金納付命令又はこれらの法人がした減額に係る報告は、存続法人等、特定事業承継子会社等が受けた命令又はこれらの法人・会社等がした減額に係る報告とみなすことを規定することによいか。

㊦ 弁明の機会の付与に係る通知の公示方法関連

基本的な考え方

- 課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が不明な場合には、個人情報保護委員会において、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置き、かつ、書面の掲示を行い又は電磁的に閲覧可能な状態に置くこととなる。
- 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法を規定するに当たっては、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」や「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」において、**公示送達**の**デジタル化**が進められたことを踏まえる必要がある。

論点 7 不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法としてどのような方法を規定すべきか。

→ **インターネットによる公表**を規定することでよい。

㊦ 課徴金納付命令に関し必要な事項関連

基本的な考え方

- 課徴金納付命令に関して必要な事項があれば、規則で定めるところ、**課徴金制度のある他法令**(*)を踏まえて要否を検討する必要がある。

* 不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）、公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年十月十九日公正取引委員会規則第五号）等

論点 8 課徴金納付命令に関し必要な事項として、どのような事項を規定すべきか。

→ 課徴金制度のある他法令を踏まえて、必要な事項があれば規定してはどうか（督促状の送達、延滞金の取扱い、命令書の送達）。

1 附帯決議

○衆議院における附帯決議（一部抜粋）

十一 オプトアウト届出事業者における個人データの不適切な第三者提供が行われることのないよう、同事業者に対する監視・監督等を徹底すること。また、いわゆる闇名簿に流用されている等の重大な違反行為が判明した場合には緊急命令を躊躇なく発出するとともに、**課徴金納付命令を速やかに発出するなど、個人情報**
の不適正な取扱いから生じた収益の剥奪等に万全を期すること。

十二 課徴金制度の運用に当たっては、**個人情報取扱事業者等が過度に萎縮することのないよう、課徴金納付命令の基準等について明確なガイドラインを策定するなど、その運用の透明性の確保に努めること。**また、課徴金対象行為を繰り返す悪質な事業者に対しては、当該行為を着実に抑止するため、**課徴金額の算定基礎の適切かつ確実な把握に努めるなど、実効性ある課徴金制度の構築に努めること。**

○参議院における附帯決議（一部抜粋）

十一 オプトアウト届出事業者における個人データの不適切な第三者提供が行われることのないよう、同事業者に対する監視・監督等を徹底すること。また、いわゆる闇名簿に流用されている等の重大な違反行為が判明した場合には緊急命令をちゅうちょなく発出するとともに、**課徴金納付命令を速やかに発出するなど、個人情報**
の不適正な取扱いから生じた収益の剥奪等に万全を期すること。

十二 課徴金制度の運用に当たっては、**課徴金納付命令の基準等について明確なガイドラインを策定するなど、その運用の透明性の確保に努めること。**また、課徴金対象行為を繰り返す悪質な事業者に対しては、当該行為を着実に抑止するため、**課徴金額の算定基礎の適切かつ確実な把握に努め、将来の課徴金額の見直しに向けて検討を行うほか、課徴金対象行為を限定する要件については、今後の個人情報保護委員会による権限行使等の状況を踏まえ、見直し等の継続的な検討を行うなど、実効性のある課徴金制度の構築に努めること。**

2 第7回個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 資料1（課徴金納付命令の対象関連）

個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じたとまでは直ちにいけない場合として、以下の場合が考えられるのではない。

例1) 提供先において本人が識別されたり、本人に対する連絡等が行われたりするおそれがない個人データを提供した場合

例2) 法第17条第2項に基づく利用目的の変更が可能であり、あらかじめ当該変更を行っていれば目的外利用とはならなかったにもかかわらず、当該変更を行わないまま目的外利用をした場合

例3) 提供先が、提供された個人データを、閲覧・利用せずに直ちに削除又は返却した場合

3 仮名加工情報及び匿名加工情報の作成基準（課徴金納付命令の対象関連）

○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）

（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十一条 法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十四条 法第四十三条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

4 仮名加工情報及び匿名加工情報の作成基準（課徴金納付命令の対象関連）

○個人情報保護委員会事務局レポート:仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—制度編

4.2.1.5.2 「その他の～適切な措置」が求められる場合

(略) 施行規則第34条第5号は、このような個人情報データベースに含まれる情報の性質に起因して生じる特定の個人の識別可能性を低減することを求めるものである。

【不変性の高いID、多数の事業者で取得されるID等】

不変性の高いIDとして施行規則第34条第5号で検討するものは、個人に密接に関係しかつ当該個人が容易に変更することができない外部から観察可能な符号のうち(a)個人識別符号及び(b)それ以外の単体で個人情報になるものを除いたものをいう。具体的には、スマートフォンのように個人がある程度の期間使用しかつ日常的に携帯する機器のID等がこれに当たる。このような不変性の高いIDは、それをキーとして他の事業者において名寄せを行い、再識別につながる可能性はあり得ることから、原則としてこれを削除することが望ましい。

さらに、携帯電話番号や電子メールアドレス、SNS等のID、クレジットカード番号等は、多数の事業者においてそれぞれユーザーから取得されていることを踏まえると、他の事業者が保有している個人情報との間で識別子的な機能も有することから、部分的な削除だけでは、残った情報を起点として特定の個人の識別につながる可能性も高くなる。このように不変性の高いIDが、多数の事業者において取得されている共用性のあるIDでもある場合には、一般に他の事業者においてそれをキーとする名寄せが可能であり、再識別につながる可能性のある情報と考えることができることから、原則としてこれを削除しなければならない。

【時刻に関する情報について】

購買履歴やクレジットカードの利用履歴、移動履歴等の情報は、基本的に詳細な時刻情報とともにデータベースに記録されるのが一般的である。

例えば、店舗情報を含む購買履歴に関するデータベースからは、ある日時に買い物をした店舗を特定することができる。一方、移動履歴に関するデータベースからも、ある日時に滞在した場所に関する位置情報を確認することができる。この両者のデータベースを照合した場合、店舗の場所からおおよその緯度・経度(位置情報)を推定することが可能であるため、両者のデータベースが日時分秒まで記録されている場合には、両方のデータベースに含まれる同一人物の同定を比較的容易に行うことができる可能性がある。つまり、詳細な時刻情報は、位置や場所を表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。

したがって、詳細な時刻情報を含むデータベースを匿名加工情報として第三者提供をする場合には、時刻情報の必要性について確認した上で、データの性質に応じて、時刻と位置(場所)の情報の紐付けから特定の個人を識別するリスク等を低減するため、時刻情報を一定程度曖昧化したり、ノイズを加えて任意の日時や時刻に置き換えたりすることを検討する等、他のデータセットに含まれる時刻情報と紐づくリスクを低減することが望ましい。

【位置情報(移動履歴)について】

一般的に、ある一時点の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、ある個人に関する位置情報が連続的に蓄積されるとその人の移動履歴を表し得る。特に、深夜に滞在している地点や日中に滞在している地点を表す位置情報からは、その移動履歴に係る本人の自宅や勤務先等の個人に関する基本的な属性を推測することも可能である。蓄積された位置情報や移動履歴等から自宅住所及び勤務先等の特定の個人に密接に結び付き得る情報が推定されるおそれがある場合には、当該情報等を用いて特定の個人の識別が可能となるリスクを十分考慮した上で移動履歴について加工を行うことが望ましい。

また、移動履歴は長くなるほど他人と重複する可能性が低く一意な情報となるという特徴のほか、都市部と地方、昼間と夜間等、環境や状況に応じて同じ範囲から取得できる位置情報の数が変わる、といった特徴もあるため、位置情報や移動履歴の性質を考慮した上で、措置を講ずることが望ましい。

5 他法令における参考例（課徴金額関連）

○不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）

（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法）

第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。

一 直接持参する方法

二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。第三項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 電磁的記録を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（以下「電磁的方法」という。）

2 前項の報告書には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。

3 第一項第二号に掲げる方法により同項に規定する報告書が提出された場合において、当該報告書を日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この項において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときはその郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日の午後十二時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

4 第一項第三号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

2 - ① 参考資料 6

6 他法令における参考例（課徴金納付命令に関し必要な事項関連）

景品表示法	○不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号） （課徴金の納付の督促） 第十八条 法第十八条第一項の督促状は、課徴金の納付の督促を受ける者に送達しなければならない。 （課徴金及び延滞金を納付すべき場合の充当の順序） 第十九条 法第十八条第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。 （課徴金納付命令の執行の命令の方式等） 第二十条 法第十九条第一項の規定による課徴金納付命令の執行の命令は、文書をもって行わなければならない。 2 前項の命令書の謄本は、課徴金納付命令の執行を受ける者に送達しなければならない。
薬機法	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号） （課徴金の納付の督促） 第二百四十九条の五 法第七十五条の五の十一第一項の督促状は、課徴金の納付の督促を受ける者に送達しなければならない。 （課徴金及び延滞金を納付すべき場合の充当の順序） 第二百四十九条の六 法第七十五条の五の十一第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。 （課徴金納付命令の執行の命令の方式等） 第二百四十九条の七 法第七十五条の五の十二第一項の規定による課徴金納付命令の執行の命令は、文書をもって行わなければならない。 2 前項の命令書の謄本は、課徴金納付命令の執行を受ける者に送達しなければならない。
独占禁止法	○公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年十月十九日公正取引委員会規則第五号） （排除措置命令書等の送達） 第二十四条 排除措置命令書、課徴金納付命令書及び競争回復措置命令書並びに法第八章第二節に規定する決定書（以下「排除措置命令書等」という。）の謄本は、名宛人又は代理人にこれを送達しなければならない。 2 （略）